

山梨県公報

第二千八百二十六号

平成三十年

九月二十七日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………四七一
○建築基準法に基づく道路位置指定……………四七一

公告

○平成二十九年度における人事行政の運営の状況について……………四七二
○平成二十九年度における人事委員会の業務の状況について……………四八四
○落札者の決定について……………四九一
○換地処分の実施……………四九一
○随意契約の相手方の決定について……………四九一
○公共測量の終了……………四九一
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………四九一

告示

山梨県告示第二百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年十月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十三号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

南都留郡山中湖村平野字新井九五番一地先から南都留郡山中湖村平野字新井一〇一番一地先まで

新	旧
八・二(一〇・六)	一〇・八(一二・四)
五八・〇	五八・〇

山梨県告示第二百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年十月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山北山中湖線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

山梨県告示第二百八十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県県東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年九月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成三十年九月十九日
- 二 指定道路の位置 笛吹市八代町南字長崎千二百十七番六
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇三メートル 最小六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 六十五・一七メートル

公 告

● 平成二十九年年度における人事行政の運営の状況について
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第一項の規定により任命権者から平成二十九年年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年九月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		
		平成29年	平成28年	前年増減数
一般行政部門	正式任用	3,000	3,027	▲ 27
	再任用職員(常勤)	14	6	8
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)	5	4	1
	任期付職員(短時間)			
	小 計	3,019	3,037	▲ 18
教育・警察部門	正式任用	9,749	9,844	▲ 95
	再任用職員(常勤)	86	55	31
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	9,835	9,899	▲ 64
公営企業等会計部門	正式任用	105	106	▲ 1
	再任用職員(常勤)	3	1	2
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	108	107	1
合 計		12,962	13,043	▲ 81

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成29年度)

区分 職種	採用	退 職				合 計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	130	91	12	24	21	148
医 療 職	12	2	0	5	5	12
技能労務職	0	7	0	0	0	7
教 育 職	252	226	38	26	36	326
公 安 職	90	43	3	25	21	92
合 計 (構成比%)	484	369 (63%)	53 (9%)	80 (14%)	83 (14%)	585 (100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(平成29年度)

区分 職種	昇 任			降 任
	部長次長級	課長級	左記以外	
一般行政職	32	42	391	4
教 育 職	0	71	85	0
公 安 職	4	14	121	0
合 計	36	127	597	4

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部長次長相当職を「部長次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減 年数	主な増減理由
		平成29年	平成28年		
一般行政部門	議会	22	22	0	
	総務企画	562	561	1	組織再編に伴う増
	税務	104	104	0	
	民生・衛生	790	794	▲4	事務事業の見直し等
	商工・労働	262	268	▲6	組織再編に伴う減
	農林水産	700	707	▲7	事務事業の見直し等
	土木	579	581	▲2	事務事業の見直し等
	小計	3,019	3,037	▲18	
教育・警察部門	教育	7,869	7,939	▲70	児童生徒数の減少
	警察	1,966	1,960	6	警察官の欠員補充等
	小計	9,835	9,899	▲64	
公営企業等 会計部門	病院	0	0	0	
	企業局	108	107	1	
	小計	108	107	1	
合計		12,962	13,043	▲81	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2% (633人) 純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3% (794人) の純減を達成した。
引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況 (決算額) [普通会計+公営企業会計]

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
平成29年度	H30.3.31 820,112人	452,814,255	6,802,865	118,440,159	26.2%

(2) 職員給与費の状況 (予算額) [普通会計+公営企業会計]

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度	13,042	54,691,843	10,481,327	22,086,756	87,259,926	6,691

※ 職員手当には退職手当を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	平成29年4月1日		
	指数	(参考) 全国県平均	指数
山梨県	100.8		100.2

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。(国を100として比較)

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 335,711	円 414,651	歳 43.3	円 370,104	円 418,960	歳 44.8	円 311,126	円 415,835	歳 37.1

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況

(平成29年4月1日現在)

区分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	185,800円	197,200円	179,200円	191,100円
	高校卒	151,500円	161,400円	147,100円	155,500円
教育職 (小中学校)	大学卒	207,500円	220,000円	—	—
	高校卒	162,500円	175,900円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	207,500円	220,000円	—	—
	高校卒	162,500円	175,900円	—	—
公安職	大学卒	212,500円	225,100円	208,000円	220,900円
	高校卒	180,000円	193,300円	169,500円	181,700円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成29年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,857円	313,470円	357,555円
	高校卒	216,160円	248,025円	290,767円
教育職	大学卒	307,446円	350,269円	379,146円
	高校卒	237,744円	該当者なし	該当者なし
公安職	大学卒	285,081円	335,039円	380,356円
	高校卒	255,829円	298,725円	347,100円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	1年前の構成比	5年前の職員数	5年前の構成比
9級	部長	16	0.5%	16	0.5%	14	0.4%
8級	次長	50	1.5%	59	1.7%	50	1.5%
7級	課長・参事	83	2.5%	81	2.4%	81	2.4%
6級	課長・主幹	921	27.3%	887	26.1%	834	24.5%
5級	課長補佐	410	12.1%	430	12.7%	425	12.5%
4級	主査・副主査	735	21.8%	759	22.4%	921	27.0%
3級	主任	460	13.6%	466	13.7%	529	15.5%
2級	主事・技師	411	12.2%	408	12.0%	300	8.8%
1級	主事・技師	289	8.5%	288	8.5%	254	7.4%
一般行政職職員数		3,375	100.0%	3,394	100.0%	3,408	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(8) 職員手当の状況

区分	山 梨 県	国
期末手当	(平成29年度支給割合) 6月期 1.225月分 (0.65)月分	(平成29年度支給割合) 6月期 1.225月分 (0.65)月分
	勤勉手当 12月期 1.375月分 (0.80)月分	勤勉手当 12月期 1.375月分 (0.80)月分
計	2.60月分 (1.45)月分	2.60月分 (1.45)月分
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続20年 9.6695月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分
	勤続25年 8.0395月分	勤続25年 28.0395月分
	勤続35年 9.7575月分	勤続35年 39.7575月分
	最高限度額 47.709月分	最高限度額 47.709月分
	その他の加算措置 無	その他の加算措置 無
	退職時特別昇給 無	退職時特別昇給 無
1人当たり平均支給額	3,680千円	22,271千円

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

区分	全 職 種
特殊勤務手当 (29年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合 33.5 %
	支給職員1人当たり平均支給年額 48,742 円
	手当の種類(手当数) 33
手当の名称	
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当	

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人員費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支給総額	2,055,840千円
	職員1人当たり支給年額	350千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人員費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

内 容	国の制度との異同
1 配偶者 月額 13,000円 2 22歳未満の子(扶養親族たる子) 1人につき 9,000円 3 配偶者以外の扶養親族(2を除く) 1人につき 6,500円 ※ 2・3とも16歳から22歳までの子に対しては 1人5,000円の加算措置 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 配偶者 月額10,000円 2 22歳未満の子(扶養親族たる子)は1人につき8,000円 3 国と同じ

住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額－23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円 (支給限度額) <p>※ 100円未満は切り捨て</p> <p>2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額12,000円を超える家賃又は間代を支払っている場合の住居手当 1の1/2の額</p>	<p>1 国と同じ</p> <p>2 国と同じ</p>
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・ 1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等－55,000円) × 1/2 <p>※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～40,640円 (81km以上は、41,656円が限度額) ・ 自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～28,448円 (60km以上は30,480円が限度額) ・ 自転車 2km以上5km未満は2,000円、5km以上は4,200円が限度額 <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給</p> <p>※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～29,800円 (60km以上は31,600円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (平成29年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		一般行政職 (給料及び給料の調整 額の平均月額)		一般行政職を100とした 場合の教員の比率	
平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	高等学校 教育職	小・中学校 教育職		
A	B	C				110.2	108.0
385,502 円	373,771 円	336,052 円					
44.1 歳	44.4 歳	43.2 歳					

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,250,000 円
	副 知 事	960,000 円
	公営企業管理者	810,000 円
	教 育 長	790,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	820,000 円
	議 員	770,000 円
期 末 手 当	知 事	(平成29年度支給割合)
	副 知 事	6月期 1.55月分
	公営企業管理者	12月期 1.75月分
	教 育 長	計 3.30月分
	議 長	(平成29年度支給割合)
	副 議 長	6月期 1.55月分
議 員	12月期 1.75月分	
	計 3.30月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (在職期間)
	副 知 事	給料月額(円) × 在職月数 × 50.2 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× 36.7 / 100 (同一職通算)
	教 育 長	× 23.2 / 100 (同一職通算)
		× 22.2 / 100 (同一職通算)

3 勤務時間及び休業

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※平成29年1月1日～平成29年12月31日の平均使用日数

知事部局：13.3日 教育委員会（県立学校教員含む）：12.5日
警察部局：8.0日 企業局：16.7日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成29年度)

	取得者数			当該年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	短時間勤務	(育児休業等対象者数)	うち育児休業	うち部分休業	うち短時間勤務
男性職員	5 1	2 1	0 0	328	5	0	0
女性職員	171 291	38 25	2 2	172	171	0	1
合計	176 292	40 26	2 2	500	176	0	1

※「取得者数」欄の上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数
なお、上段には当該年度中に取得可能となり取得した者のほか、前年度以前に取得可能となり当該年度から新たに取得した者が含まれるので、「当該年度中に新たに取得可能となった職員」欄における該当各項目と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (平成29年度)

	取得者数 (計)	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
取得者数	10	10		

(4) 介護時間の取得状況 (平成29年度)

	取得者数 (計)	承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
取得者数	1						1

(5) 自己啓発等休業の取得状況 (平成29年度)

	取得者数 (計)	取得事由	
		大学等の 過程の履修	国際貢献 活動
取得者数	0 0		

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(6) 配偶者同行休業の取得状況 (平成29年度)

	取得者数 (計)	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が 業として行う活動	外国の大学における 修学	その他
取得者数	1 2	1 2			

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(7) 修学部分休業及び高齢者部分休業の取得状況 (平成29年度)

修学部分休業 の取得者数	0 0	高齢者分休業の 取得者数	0 0
-----------------	--------	-----------------	--------

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数

(平成29年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		129		129	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 当該年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数

(平成29年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			128		128	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			1		1	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			129		129	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数

(平成29年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
2	1	5	5	13

(4) 処分事由別懲戒処分件数

(平成29年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	1	1	2	2	6
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	1		2		3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)			1	3	4
合 計	2	1	5	5	13

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

5 服務及び退職管理

(1) 服務規律の遵守に関する取組

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (平成29度)

任命権者	件数
知事	10
教育長	25
警察本部長	7
公営企業管理者	0
合計	42

(3) 退職管理の状況

(平成29度)

規制等の内容	件数
離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第1項違反)	0
離職前5年より前に部局長の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第2項違反)	0
在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第5項違反)	0
離職前5年より前に本庁課長級以上の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第8項に基づき定める条例第2条違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0

※ 法とは地方公務員法を、条例とは山梨県職員の退職管理に関する条例をいう。

6 研修

(平成29年度)

区 分		内 容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	93	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	736
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	491
		特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	752
	派遣研修		異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	17

7 人事評価

知事部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第23条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について人事評価を行っている。

警察部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

企業局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画

① 職員の健康管理に関する取組状況

(平成29年度)

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催（知事部局、教育委員会及び企業局）	衛生管理医（内科・精神科医師）による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局、警察部局）	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士に依頼し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況

① 職員の健康診断の実施状況

(平成29年度)

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	生活習慣病等を早期発見するために、人間ドック対象者を除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,581人 教育委員会：1,486人 警察部局：1,232人 企業局：47人
人間ドック	生活習慣病等の予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,373人 教育委員会：1,339人 警察部局：717人 企業局：53人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：394人 教育委員会：108人 警察部局：271人
特定業務従事者健康診断	深夜業務（午後10時～午前5時の業務）及びホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：109人 教育委員会：25人 警察部局：583人 企業局：9人

② 職員のレクリエーションの実施状況

(平成29年度)

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
職員文化展 (知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県立図書館イベントスペース他	地方職員共済組合山梨県支部	4,200人	平成30年3月14日 ～3月18日	来場者数 359人 出品点数 195点	455,790円
元気回復事業 (教)	各種スポーツレクリエーション、家族参加型レクリエーション、参加体験型教室、芸術文化鑑賞会等の実施	コラニー文化ホール他	(一財)山梨県教職員互助組合 (一財)山梨県高等学校教職員互助会	4,785人 2,155人	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日	参加者数 延 6,612人	12,128,000円 11,200,000円
職員・家族文化展 (警)	絵画、書道、写真、工芸等の展示	県庁防災新館1階	山梨県警察職員互助会	1,999人	平成30年1月10日 ～1月15日	来場者数 424人 出品点数 66点	349,005円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会を、(警)とは警察本部をいう。

◎ 平成二十九年度における人事委員会の業務の状況について
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第二項の規定により人事委員会から平成二十九年度における人事委員会の業務の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年九月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月14日	5月27、28日	7月10、11日	7月21日
大学卒業程度	6月25日	[1回目] 7月9日 [2回目] 7月30日～ 8月3日	—	8月17日
高校卒業程度・資格免許・学校職員	9月24日	[1回目] 10月15日 [2回目] 10月28日	—	11月6日
民間企業等職務経験者	9月17日	[1回目] 10月15日 [2回目] 10月28日	—	11月6日
警察官(第2回)	9月17日	10月7、8日	11月18、19日	12月1日

イ 競争試験の実施状況

	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	52	752	349	46.4	222	52	6.7
大学卒業程度	123	865	729	84.3	276	125	5.8
高校卒業程度	5	38	31	81.6	16	3	10.3
学校職員	16	232	199	85.8	41	17	11.7
民間企業等 職務経験者	3	90	61	67.8	8	2	30.5
資格免許	1	2	2	100.0	2	1	2.0
警察官 (第2回)	43	546	216	39.6	166	42	5.1
合 計	243	2,525	1,587	62.9	731	242	6.6

(2) 採用選考の実施状況

① 身体障害者を対象とした採用選考の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
身障者選考	9月24日	10月25日	—	11月6日

イ 試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格 者数D (人)	競争倍率 B/D (倍)
身障者選考	1	8	8	100.0	6	1	8.0

② その他の選考試験の実施状況

職 種	採用予定 人員	受験者数	合格者数	採用者数
獣医師 (衛生)	3	3	3	3
獣医師 (農政)	3	5	4	3
言語聴覚士	1	0	—	—

③ その他の採用選考の実施状況

一 般 職 員						警 察 官		
職	部局					計		警察 本部
		知 事	教 育 委員会	警 察 本部	そ の 他			
部長及びその相当職		1	0	0	0	1	警 視	3
課長及びその相当職		5	1	0	0	6	警 部	5
課長補佐及びその相当職		3	20	0	0	23	警部補	4
係長及びその相当職		0	2	0	0	2	巡査部長	6
上記以外		1	5	4	0	10	巡査等	3
合 計		10	28	4	0	42	合 計	21

(3) 任期付職員

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	防災局	防災対策専門監	平成30年4月1日 ～平成33年3月31日	任期更新

(4) 職員の昇任

① 競争試験による昇任

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部（一般）	/	/	157	22	22	13
警部（専門）			27	6	6	2
警部補（一般）			201	52	52	44
警部補（専門）			12	7	7	3
巡査部長（一般）	357	141	160	72	72	63
巡査部長（専門）	/	/	9	4	4	1

② 選考による昇任

部局 職	一般職員					警察官	
	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	警察本部	
部長及びその相当職	25	4	0	5	34	警視	10
課長及びその相当職	45	6	2	4	57	警部	26
課長補佐及びその相当職	90	25	4	7	126	警部補	10
係長及びその相当職	69	6	4	3	82	巡査部長	0
上記以外	183	31	15	6	235	巡査等	0
合計	412	72	25	25	534	合計	46

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与に関する報告

① 公民給与較差に基づく給与改定

ア 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
383,448円	382,950円	498円(0.13%)

※平成29年4月分給与

イ 公民特別給の較差

- 平成28年8月から29年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、現行の職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を0.08月分上回った。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.38月	4.30月

ウ 給与改定について

(ア) 月例給

- 給料表 国と同様、職員給与が民間給与を下回っており、民間給与との均衡を図るため、人事院勧告に準じた給料表にする必要がある。
- 初任給調整手当 給料表の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

(イ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- 民間の支給割合（4.38月）との均衡を図るとともに、民間の特別給の支給状況を踏まえた上で、人事院勧告に準じて年間支給月数を0.1月引き上げる必要がある。
- 年間支給月数 4.30月 → 4.40月（0.1月分）

- ② 扶養手当の見直し
 - ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額するとともに、子に係る手当額を上げること。(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
 - ・ 本庁部長級(行政職給料表9級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しないこと。
 - ・ 本庁次長級(行政職給料表8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給すること。
 - ・ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
 - ・ 受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、見直しについては平成30年4月1日から段階的に実施すること。
- ③ その他の給与上の課題
 - ・ 再任用職員の給与水準等について、人事院では、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら必要な検討を進めるとしており、本県においても、今後、国における検討状況や他の都道府県の動向等に留意し、引き続き、研究・検討を進めていく必要がある。
- ④ 給与勧告実施の要請
 - ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものである。議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請する。

(2) 勧告

- ① 勧告日 平成29年10月17日
- ② 実施時期
 - ア 給料表、初任給調整手当 平成29年4月1日
 - イ 特別給(期末手当及び勤勉手当) 平成29年12月1日

③ 勧告内容

- ア 給料表
 - ・ 初任給は、民間との間に差があることを踏まえ、行政職給料表については1,000円、その他の給料表については行政職給料表を基本に引上げ改定すること。
 - ・ 若年層についても、初任給と同程度に引上げ改定すること。
 - ・ その他は、それぞれ400円の引き上げを基本に改定すること。
- イ 初任給調整手当
 - ・ 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を414,300円とすること。
 - ・ 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,700円とすること。
- ウ 期末手当及び勤勉手当
 - ・ 一般職員

		6月期	12月期
29年度	期末手当	1.225 月	1.375 月
	勤勉手当	0.85 月	0.95 月←0.85 月
	(特定幹部職員) 期末手当	1.025 月	1.175 月
	勤勉手当	1.05 月	1.15 月←1.05 月
30年度以降	期末手当	1.225 月	1.375 月
	勤勉手当	0.90 月	0.90 月
	(特定幹部職員) 期末手当	1.025 月	1.175 月
	勤勉手当	1.10 月	1.10 月

・ 再任用職員

		6 月期	12 月期
29 年度	期末手当	0.65 月	0.80 月
	勤勉手当	0.40 月	0.45 月←0.40 月
	(特定幹部職員) 期末手当	0.55 月	0.70 月
	勤勉手当	0.50 月	0.55 月←0.50 月
30 年度以降	期末手当	0.65 月	0.80 月
	勤勉手当	0.425 月	0.425 月
	(特定幹部職員) 期末手当	0.55 月	0.70 月
	勤勉手当	0.525 月	0.525 月

・ 特定任期付職員

		6 月期	12 月期
29 年度	期末手当	1.625 月	1.675 月←1.625 月
30 年度以降	期末手当	1.65 月	1.65 月

(3) 公務運営に関する報告

- ① 有為な人材の確保・育成
- ② 能力・実績に基づく人事管理
- ③ 働き方改革と勤務環境の整備
 - ア 長時間労働の是正
 - イ 家庭と仕事の両立支援
 - ウ 年次有給休暇の取得促進
 - エ メンタルヘルス対策
 - オ ハラスメント防止対策
- ④ 服務規律の確保
- ⑤ 雇用と年金の接続

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰 越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数					翌年度 への 繰越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取 下 げ	打 切 り	判 定	計 (B)		
分 限 処 分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	0	1	1	0	0	0	0	0	1
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0
計	0	2	2	0	1	0	0	1	1	1

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

5 苦情相談の状況

区分	任用関係	給与関係	勤務条件 ・サービス関係	厚生・ 福祉関係	公平審査 関係	セクハラ・ パワハラ・ いじめ関係	合計
件数	0	0	1	0	0	0	1

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年九月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 落札に係る役務

(一) 名称 人事評価・人事異動支援システム構築業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部人事課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年九月二十日

四 落札者

(一) 名称 日本電気株式会社

(二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号

五 落札金額 一億三千九百三十二万円

六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十年六月二十八日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（白州地区北原工区）の換地処分を平成三十年八月二十一日実施した。

平成三十年九月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の

国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年九月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 随意契約に係る役務

(一) 名称 山梨県電子入札・公共事業総合管理システム保守運用業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県県土整備部県土整備総務課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十年八月三十一日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社YSKeicom

(二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

五 契約金額 四千七百五十一万六千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県電子入札・公共事業総合管理システムの開発業者以外の者から調達をしたならば、本件システムの円滑な運用に著しい支障が生ずるおそれがあるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当）。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により北杜市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）

二 測量の地域 北杜市全域

三 測量の期間 平成三十年四月十六日から同年八月三十一日まで

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり市川三郷町富士川町山王土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

平成三十年九月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

氏名	住 所
秋山 佳史	富士川町鯉沢千五百八十二番地二
井上 浩一	富士川町駅前通二丁目四番地二十二
大木 洋一	市川三郷町黒沢三百八十八番地四
佐々木 隆夫	市川三郷町黒沢八百三十八番地
中村 資春	中央市東花輪百八十三番地七ハイツ有田A号室
深澤 守	富士川町鯉沢六百五十五番地六十五
望月 征二	市川三郷町黒沢三千五百九十八番地
渡邊 一	富士川町駅前通二丁目四千二百六番地四